

[Tweet](#)

令和6年11月6日
金融庁

「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（案）](#)」につきまして、令和6年8月30日（金曜）から令和6年9月30日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、3件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

2. 改正の概要

本件は、現行の口座管理機関に関する命令において、外国口座管理機関が国内口座管理機関の上位機関となることは一律に禁止されているところ、当該禁止を一定の要件を満たす場合に限り解除することにより、国内投資家が国内口座管理機関を通じて外国口座管理機関の決済プラットフォームを利用することを可能とするため、所要の改正を行うものです。

具体的な内容については、[別紙2](#)を御参照ください。

3. 公布日等

本件の命令は、本日付で公布・施行されます。

(別紙1) [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

(別紙2) [口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
企画市場局市場課（内線3685、2348）

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

 新着情報配信サービス

 金融庁ソーシャルメディアアカウント

 関連リンク

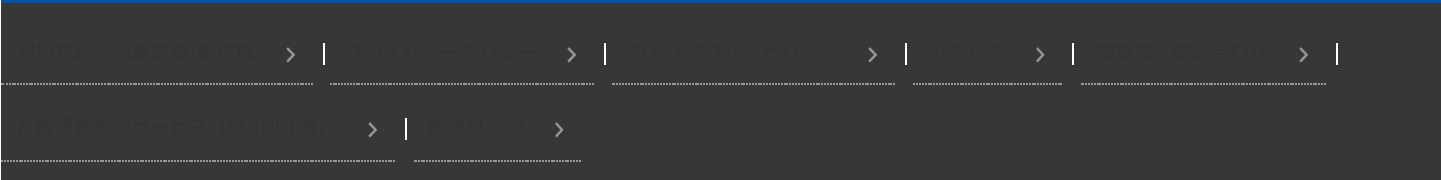
 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

サイトマップ

- > 金融庁について 
- > 報道・広報 
- > 政策・審議会等 
- > 法令・指針等 
- > 金融機関 
- > 国際関係 
- > アクセスFSA (金融庁広報誌) 

[▲ ページの先頭に戻る](#)



金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000

